

健生食輸発0724第2号
令和7年7月24日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のエトキサゾール及びほうれんそうのインドキサカルブ、オーストラリア産トリュフのヘプタクロル並びにカンボジア産バナナのジノテフラン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正：令和7年7月15日付け健生食輸発0715第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産ピーマンのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、オーストラリア産トリュフ、カンボジア産バナナ及び中国産ほうれんそうについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のエトキサゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第3への追加

- 中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエトキサゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「XIAMEN KARNEX FOOD CO., LTD.」であるものに限る。)

2. 別表第2から削除

- オーストラリア産トリュフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘ

プタクロル

- ・中国産ほうれんそう及びその加工品（簡易な加工に限る。）のインドキサルブ

3. 別表第3から削除

- ・オーストラリア産トリュフ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のヘプタクロル（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「HAZEL HILL PTY LTD」であるものに限る。）
- ・カンボジア産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のジノテフラン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「DAUN PENH AGRICO CO., LTD」であるものに限る。）